

兵庫医科大学倫理審査委員会

(任期：2023年10月1日～2025年9月30日)

所属	職名	氏名	適用条項	備考
麻酔科学	主任教授	◎廣瀬宗孝	第4条第1項第1号	
放射線医学	主任教授	山門亨一郎	第4条第1項第1号	
脳神経内科学	主任教授	○木村卓	第4条第1項第1号	
病態解析学	主任教授	朝倉正紀	第4条第1項第1号	
皮膚科学	主任教授	金澤伸雄	第4条第1項第1号	
消化器外科学	准教授	石田善敬	第4条第1項第1号	※2025年4月1日～
生理学 (神経生理部門)	主任教授	古江秀昌	第4条第1項第2号	
遺伝学	主任教授	大村谷昌樹	第4条第1項第2号	
法医学	准教授	山本琢磨	第4条第1項第2号	
リハビリテーション学部	准教授	森明子	第4条第1項第3号	
千葉大学医学部附属病院 特任准教授		吉田幸恵	第4条第1項第4号	
関西学院大学 名誉教授		荒川雅行	第4条第1項第4号	
一般の立場から意見を述べることのできる者		近藤千賀子	第4条第1項第5号	
一般の立場から意見を述べることのできる者		中尾賀要子	第4条第1項第5号	
看護部	看護師長	西村裕美子	第4条第1項第6号	

※ ◎委員長、○副委員長

(2024年8月1日)

兵庫医科大学倫理審査委員会規程（抜粋）

(組織)2022年4月 改正

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 臨床医学系の教員 6名（うち1名以上を教授とする。）
 - 基礎医学系の教員 3名（うち1名以上を教授とする。）
 - 薬学部、看護学部又はリハビリテーション学部の教員 1名
 - 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 2名以上
 - 一般の立場から意見を述べることのできる者 2名以上
 - その他委員長が必要と認めた医師以外の職員 若干名
- ② 前項4～6号の委員のうち2名以上を本学に在籍していない者（以下「外部委員」という。）とする。
- ③ 第1項各号の委員には男女両性を1名以上含むこととする。
- ④ 本学に在籍する委員の委嘱は教授会の意見を聴き学長が行う。
- ⑤ 外部委員の委嘱は、学長と委員長の協議を経て学長が行う。
- ⑥ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ⑦ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。